

## 新型コロナ禍での"事業所間支援"の取り組み 助け合いの精神で少人数ケアマネ事業所を支える

**東** 京都江戸川区と江戸川区ケアマネジャー協会は、2020年12月に全国に先駆けて、同区内の少人数ケアマネ事業所を運営するケアマネが、万が一新型コロナに感染した場合に備え、支援の仕組みを整えました。取り組みの経緯を聞きました。



取材協力 ▶ 井内公仁子さん ◎ 江戸川区ケアマネジャー協会 副理事長、居宅介護支援いあいライフ 代表、主任介護支援専門員

いうちにこ  
特養の介護支援専門員として1年半の経験のあと、2カ所の居宅介護支援事業所で10年以上管理者兼務で勤め、2021年5月に居宅介護支援事業所「いあいライフ」を開設する。

—「少人数居宅介護支援事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の事業者間支援」を実施するきっかけは何でしたか。

2020年7月、江戸川区は施設内でクラスターが発生した場合に備え、全国初の試みとして「介護保険施設における職員派遣制度」を創設しました。2020年8月に江戸川区から「区内の小規模事業所のケアマネを支える仕組みを考えてほしい」と江戸川区ケアマネジャー協会に連絡があり、私たちが懸念していたことでもあったため、本協会でも新型コロナウイルス感染症・事業所間支援委員会を立ち上げました。10～11月で江戸川区と共に支援体制の仕組みを考え、12月1日には区内のケアマネに向けて周知する運びとなりました\*。

江戸川区にはおよそ160の居宅介護支援事業所がありますが、そのうち1名で事業所を経営している所が33カ所、2名が37カ所、実に70の事業所が小規模事業所です。このような小規模事業所のケアマネが新型コロナウイルスに感染した場合、利用者への支援が滞ってしまう事態が予想されます。3人以上の大きな事業所であれば、コロナに罹患したケアマネの代わりに同事業所内のケアマネによって利用者支援を継続することができるでしょう。しかし小規模事業所では、いざというときでも他の事業所が支援に入っていくわけにはいきません。

実は2020年9月に新型コロナではなかったのですが、区内の1人ケアマネ事業所のケアマネが、突然、業務が

できなくなる事態が起きました。その時、江戸川区介護保険課が動き、本協会に「20数名いる利用者の引継ぎ先の振り分けに協力してほしい」と依頼がありました。すぐにプランを引き継がなければいけない状況で、早急に7、8事業所に引継ぎ先を割り振りました。このことがあって1人ケアマネ事業所のケアマネが業務ができなくなると、いかに大変かが明らかになったのです。特にこの時に問題になったのは、誰が利用者の個人情報を用いて、サービスの引き継ぎを行うかという“個人情報の取り扱い”についてでした。もちろん、本協会にはこの1人ケアマネ事業所の利用者の個人情報を、引き継ぎ先事業所に伝える権限はありません。この時は江戸川区が責任をもって利用者や家族に電話で説明しましたが、大変な労力だったと思います。この一件により、江戸川区と協会が本支援体制の必要性をより強く感じたため、早急に制度の作成を進めたいと考えたのです。

—支援体制の仕組みはどのようなものでしょうか。

支援体制の目的は、少人数事業所で新型コロナが発生した場合に、一時的な介護相談窓口を設置することで、利用者が安心して在宅生活を継続できるようにすることです。流れとしては図をご覧ください。まず、事前に「支援を受けたい事業所」と「支援ができる事業所」に登録してもらいます。そして本協会が「事業所間支援名簿」を作成します。